子ども子育て支援新制度実施に伴う一連の条例改正案に対する質疑問答

来年度から実施される「子供子育て支援新制度」による一連の法改正に伴う第73号条例から～第75号条例案について、まず73号議案から質疑いたします。

これら一連の3条例は、この法律の制定によって自治体が幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブなどの運営や設備基準を定めることが求められているものであります。その範囲はたいへんに広く影響も重大です。

8月7日に市が主催した「子育てフォーラム」では、この制度策定に参画した講師が「消費税を財源にすることによって、社会全体で子育てできる仕組みを支えあう体制ができたことは画期的だ。」と強調し、増税もやむを得ないと強調していましたが、所得税や法人税など色んな財源がありながら、ただ単に消費税に財源を置き換えただけのことで、なんら画期的なことでもなく、これから議論していきますが、この制度の本当の狙いは、公的保育を瓦解させ、新たなビジネスチャンスとして保育や幼児教育を進めていこうとしていること、それに伴って発生する保育の質の低下、それが子供の命に係わる安全基準の質の低下にまで及んでいるという事です。

最初に73号議案、これは保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育の利用定員や運営の基準を定める条例ですが、制度の柱として位置づけられている認定こども園を主に質疑します。

1. 第1に、認定こども園の運営についてです。

市内2つある認定こども園は、これまでは幼稚園部と保育園部と別々のクラス編成とされていました（藤枝型といいますが）、それが新たな制度の下では、1号認定（教育標準型時間4時間利用、ひらたくいえば9時から1時までの幼稚園型）と2号、3号認定（8時間、11時間といった朝から夕方までの保育園型）を受けた子供が一つのクラス編成になる。つまり一つの教室で朝から一緒に遊んだり学んでいたりしていて、午後の2時ころになると幼稚園認定の子供は一斉に帰る。こんな事が始まろうとしています。

これまでは幼稚園であろうが保育園であろうが、朝から、昼、夕方まで同じクラスの子が、一緒に過ごし一緒に遊ぶ学ぶ、集団生活を送り生活リズムを作る。これが当たり前でした。こんなことになれば、子供の教育の場として、とてもふさわしくない実態になるのではないかと考えるがいかがか。

　答）国は保育と幼児を合同としているが、何よりも子供たちの生活リズムの確保に充分配慮するべきで、別々の保育の方がいいという現場の声もあるので、園とと

もに子供たちの健やかな成長のための環境を作る。

1. 第２に、認定こども園の上乗せ保育料問題についてです。

条例案では、認定こども園など当該施設が認めれば基本保育料のほかに保育に係わることであれば広く上乗せして保護者から実費徴収をしてもよいとされています。

しかし、これまでの保育園（藤枝型の認定こども園も）は、どんなに古い保育園でも新しい保育園でも保育料は一律であり、上乗せは原則認められてこなかった。これは、園によって格差を生じるべきではなく平等な保育料で等しく保育を行うという大前提であったことであるが、これからは格差が生じることになる。

幼少のころから、保育教育に格差を生じさせることは、子供の育成にとっていいことではないのではないか。この点について見解を問いたい。

答）国のガイドラインに添ってしっかりと監視していきたい。具体的には園と市との事前協議の場でブランド化を入口部分で防ぎ、監査の対象項目として出口　の部分でもブランド化がなされないように市の対応をとる（委員会で最終的に確認）

1. 保育料の軽減措置について

新制度によって、これまで高すぎる国が定めた保育料に対し市が行ってきた軽減措置を続けていくのか。新制度実施によって、かえって保護者負担が生じるようでは何のための新制度か。消費税を財源として親に負担を求めておいて、さらに保育料が値上げとなると保護者は怒ると思うが、そうならないようにすべきではないか。

　　答）国の付帯決議もされており、最終的に今以上の値上げはない見込み。

1. 直接契約による市の責任の所在について

新制度の根幹は、これまで市で実施責任があるとされていた保育を、保護者と園が直接契約をする方法に改め、公的保育の役割を瓦解させていき、市は責務から“あっせん”や利用調整をするだけの形にして、保育の責任を自治体から保護者の自己責任に負わすことにあります。

そうした立ち位置でしたから、待機児童が発生すれば市がその対策に責任を持たされていたわけであるが、直接契約中心となる新制度で、待機児童に対し市はどう責任を果たしていくのか。施設内で子供の事故が起きた際などの責任の所在をしはどう認識しているのか。

答）新制度になったとしても、これまで同様実態把握をする中で保育所の定員拡大に努めていく。来年度から策定される５ヵ年計画の次世代子供育成計画で保育所だけの増設目標値を定める（後段は委員会で確認）

1. 保育の必要量の認定について

保育園を利用する際、市がその認定を行うが、その利用時間の設定はこれまでは原則として月80時間以上親が働いていればその就労時間にかかわらずどの子も等しく朝から夕方まで保育を受けることができたわけだが、新制度では8時間と11時間との区分けが設けられる。多様な働き方があるこの現代社会で、その区分けをどう行うのか。延長保育や土曜保育など、保護者の願いに沿ったこれまで同様の柔軟た対応をするべきではないのか

答）保護者と面談し、保護者の希望に基づき個々の家庭環境を把握し、保育

の必要量を認定する。

1. 保育士の待遇問題について

一方で、新制度では11時間認定の子供が多ければ多いほど公定価格は高くなり事業所の収入が多くなる仕組みになっている。これは保育士の長時間労働を奨励する仕組みであるし、認定こども園では、同じ職場で働きながら4時間程度しか子供と接しない幼稚園教諭のほうが長時間子供と接する保育士よりも公定価格が高く、いびつな状況である。

ただでさえ低賃金で働く保育士がさらに重労働を強いられ、やる気をなくすような新制度の公定価格であるが、保育士の保障や増員などさらなる待遇改善が求められているのではないか。

答）保育士の待遇改善が潜在保育士の掘り起こしにつながる。焼津で保育学科　　新設の大学の動きもある。待遇改善は一自治体の問題ではなく全国的な問題なので必要に応じて国に要望していく。

第74号議案　藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

本条例は、主に待機児童が収集している０～2歳児の新たな受け入れ先として想定されている定員19名以下の小規模保育や家庭的保育などの設備と運営に関する条例案です。ここでは、本条例案に定められている新たな受け入れ先の設備が、従来の認可保育園基準より著しく低下していることによって、子供の命にまで影響が及ぶ内容であることを中心に質疑します。

1. 株式会社の地域型保育（小規模保育）への参入についてです。

これまで私立保育所に対しては、藤枝市より運営費の補助が行われており、保育所はその運営費で園を運営していました。これは委託費ですから、委託を受けた社会福祉法人はその運営費に使途制限がかけられており、しかも実態としては運営費自体が少ないのでその7割が人件費にきえているという状況です。

ところが新制度での園の運営は、基本的に保護者個人への給付という形で行われるので、それをどう使おうと使途制限はありません。ですが、実際は園が代理受領をする方式になるので、事実上事業所がどう使おうと自由になります。

ここに営利企業に門戸を開きたいという新制度の基本理念があるわけですが、それはとにかく営利を目的とした株式会社が参入してくれば、ただでさえ少ない運営費の人件費部分をさらに削り、保育士がころころと入れ替わる劣悪な保育所が参入してくることになります。

すべての株式会社がだめだと言っているわけではありませんが、これまでの社会福祉法人への委託同様の使途制限を設ける、利益を株主配当や役員報酬といった保育と関係の内点に充てないように、子供の立場に立った規制を行うべきではないか。

答）区分経理を求め監査をする。施設に対して勧告や命令、認可の取り消しも行えることになるので、そういった事例が判明すれば法の従って適切に対応する

1. 自園調理について

これまでの認可保育園は、必ず専用の調理室で調理員が作った昼食を提供しており、その設備がない限り認可とはなりませんでした。

これは、食育という観点から長く培われてきた保育園の長所であるが、新たな地域型保育では「自園給食」と市の説明資料にはあるが、これは認可保育園での行われ方とは別のものであり、宅配や搬入ではないのか。また、それは長く行われてきた認可園の自校給食方式を今制度を契機に瓦解させていくものではないのか。

答）地域型保育は認可保育園のやり方を真似るものではない。小規模ならではの自家菜園などの活用や、搬入についても連携施設からの搬入で温かいものは温かく安全性を充分考慮する。

1. と④は、この制度の最大の問題点である、子供の命に係わることで規制緩和をおこなっているという条例についてです。

まず、③の居宅訪問型保育事業について

保育を必要としている児童宅で一日子供を１：１で面倒を見る事業であるが、この条例では研修のみを受けた保育士資格を持たない無資格者でもよいとされている。密室で子供と長時間接するこの仕事が無資格者でも勤まるのか。

これは児童一人当たり事業者に支払われる公定価格が45万円といわれており、ただ単に金儲けのために始まる人も多くなりえる。ベビーシッターの悲劇が記憶に新しいところで、国いうがままにこんな事業を無資格者で初めてよいなどという条例を市は出してきていいのか。

答）家庭的保育従事者（保育ママ）は、藤枝市ではすべて保育士資格者であり、保育の質は保たれる（以下C型についても同様）新規の事業参入者に対しても保育士資格者を義務付けることを委員会で確認。

1. 小規模保育C型について。

待機児童が集中している０～２歳児の主な受け入れ先とされているのが定員19名以下の小規模保育所です。その設備の認可基準を本条例で市が定める内容です。類型が３種類あってABCとなっています。

一方で、うつ伏せ寝や、ちょっと目を離したすきの誤飲などで、園の中で不慮の事故が集中するのもこの年代です。それゆえ、これまでの認可基準は、そこで働く従事者はすべて保育士資格を持つものだと厳格に定め、さらに乳幼児には手厚い保育士配置基準を設けてきました。

ところが、本条例ではA型は従来通りすべてが保育士でなければ認可しないとしておきながら、半分の2分の1以上いればいいというB型、資格者はゼロでもいいとしているC型も、新たな施設の認可基準として条例で定めようとしています。

これまで何度も議会で資格者のいない保育所ほど不慮の事故が起きる可能性が高いと指摘をし、それに対し昨年度の2月議会では「北村市政における選ばれる街、あるいは元気な町藤枝の肝であり、子供新制度においてとにかく保育の質をまず下げない」と明快な答弁がありながら、なぜ子供の命にかかわる大事な問題である保育士定員の認可基準を引き下げるのか

答）無認可園を認可園にすることによって、市の監査や指導が行える。市が園と一緒になって育てていきたい。

1. ほとんど国いうがままに条例を定めていることに対し

これまで何度かいっているが、この制度は市の啓発パンフにあるような子育て支援を総合的に目指した制度などではなく、実態は公的保育を瓦解させ企業の儲けの対象にすることこそ真の目的である。

子供が置かれる環境もこれまで見てきたとおり解消するわけではない。たとえば、この条例では４階以上のビルに保育所が設置される場合でも避難用の屋外階段がなくても屋外傾斜路（いわばスロープ）でもOKとされていて、ビル保育への参入を営利企業に対し広く門戸を開けている。３歳未満の子が非常時にどうやって４階以上からスロープで避難できるというのか。こういったところにも子供の安全より企業の金もうけの手段にしようというところがよく表れている。そんな条例をほとんど国が示した案通りに藤枝市は定めて、進めてしまっていいというのであろうか。

答）この条例を制定する目的は充分に達成されていると考える。問題はない。

第７５号議案　藤枝市放火穂児童健全育成時用の設備及び運営に関する基準を定める条例

　本条例は放課後児童クラブの設備や運営基準を定めるものです。これは、これまで条例がなかった放課後児童クラブを新たに条例化することになるものですから、現行で市が定めている藤枝市放課後児童健全育成事業実施要綱と要領から後退しているかいないかを確認する。

新たに条例を制定するにあたって、現行の「藤枝市放課後児童健全育成事業実施要綱」から後退しかねない部分について

・要綱では開所時間を小学校の授業日は午後１時～午後６時まで、授業日以外（休日・夏休み等）は午前７時半～午後６時までとしているが、条例案では休業日は１日につき８時間、休業日以外は３時間とされている。多くの保護者の願いによって開所時間を延長してきた経緯があるが、条例化によって後退しないように確認したい。

答）開所時間について条例によって時間を後退させることはない

・指導員の配置基準について要綱では児童１９人迄2人、35人まで3人、50人まで4人、70人まで5人とされているが、条例案では一施設につき2人以上とするとなっているだけである。条例によって指導員の配置数を減少することのないよう確認したい。

答）同様に後退はない。賃金形態なども後退がないことは委員会で確認。

６月議会での私の一般質問の点で

保護者会について条例で位置づけていけるか可能性を検討すると答弁があったが、条例案を提示するにあたってどう検討してきたか

答）新たに策定する要綱の中で規定し取り組む

政府が進めようとしている放課後子ども教室と学童クラブの一体化は、あくまでも別の事業であり条例化で別々に指定することの是非について検討すると答弁であったが、これもどのように検討されたか。

答）役割、経緯、性質が異なるものであり別のものと考えている。